

陳情第 11 号

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書の提出
に関する陳情

1 受理年月日 平成26年8月25日

2 陳 情 者 立川市錦町1-17-5

平和憲法を守りいかす立川連絡会

代表 平 和元（三多摩法律事務所弁護士）

3 陳情の要旨

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書を国に提出して
いただきたい。

4 陳情の理由

7月1日、安倍内閣は臨時閣議を開き、集団的自衛権行使を可能にすることを柱
とする日本国憲法第9条の「解釈変更」を閣議決定により強行しました。

日本が攻撃されていなくても武力行使を可能にすることは、「国際紛争を解決する
手段」として「武力による威嚇または武力の行使」を永久に放棄した憲法第9条1
項に反しています。また、他国での武力行使は、他国での戦争そのものであり、憲
法第9条2項に規定される「国の交戦権は、これを認めない」に明確に反していま
す。

政府は1972年の参院決算委員会に提出した資料で、「我が憲法下で武力行使を
行うことが許されるのは、我が国に対する急迫不正の侵害に対する場合に限られる」
「他国に加えられた武力行使を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、
憲法上許されない」と明記しています。

内閣に憲法の内容を勝手に変える権限はありません。

集団的自衛権の行使が容認され、海外での戦争に巻き込まれることになれば、他
国の戦争で、日本人が、とりわけ若者の血が流されることになります。

以上の観点から、閣議決定は絶対認めるわけにはいきません。

閣議決定は、違憲無効であり、撤回を強く求めます。

以上